

平成20年11月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 小笠原 勝俊

平成18年(行ウ)第8号 損害賠償請求権不行使違法確認請求事件

口頭弁論終結日 平成20年7月25日

判 決

青森県弘前市

原 告

青森県弘前市

原 告

上記兩名訴訟代理人弁護士

葛 西 聡

青森県弘前市大字上白銀町1番地1

被 告

弘 前 市 長

相 馬 鋁 一

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

三 上 雅 通

主 文

- 1 被告が、別紙除雪業者目録1記載の各業者に対し、合併前の青森県弘前市における平成12年度から平成16年度までの通常除雪業務委託に係る各指名競争入札における談合に基づく損害賠償として、それぞれ別紙損害目録1(通常除雪業務委託分)の損害額欄記載の各金額の支払を求める各請求を怠る事実がいずれも違法であることを確認する。
- 2 被告が、別紙除雪業者目録2記載の各業者に対し、合併前の青森県弘前市における平成14年度から平成16年度までの歩道除雪業務委託(小型ロータリー分)に係る各指名競争入札における談合に基づく損害賠償として、それぞれ別紙損害目録2(歩道除雪業務委託・小型ロータリー分)の損害額欄記載の各金額の支払を求める各請求を怠る事実がいずれも違法であることを確認する。
- 3 被告が、別紙除雪業者目録3記載の各業者に対し、合併前の青森県弘前市

における平成14年度から平成16年度までの歩道除雪業務委託（ハンドガイド分）に係る各指名競争入札における談合に基づく損害賠償として、それぞれ別紙損害目録3（歩道除雪業務委託・ハンドガイド分）の損害額欄記載の各金額の支払を求める各請求を怠る事実がいずれも違法であることを確認する。

4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

5 訴訟費用は、これを5分し、その3を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

1 被告が、別紙除雪業者目録1記載の業者らに対し、連帯して1億2709万1281円を支払えとの請求を怠る事実が違法であることを確認する。

2 被告が、別紙除雪業者目録2記載の業者らに対し、連帯して553万3968円を支払えとの請求を怠る事実が違法であることを確認する。

3 被告が、別紙除雪業者目録3記載の業者らに対し、連帯して434万2106円を支払えとの請求を怠る事実が違法であることを確認する。

4 訴訟費用は被告の負担とする。

### 第2 事案の概要

本件は、青森県弘前市の住民である原告らが、合併前の同市における平成12年度から平成16年度までの除雪業務委託に係る入札において談合が行われた結果、適正な競争が確保されていた場合に想定される契約金額と実際の契約金額との差額相当額の損害を合併前の同市が被っており、同除雪業務を受託した業者らに対する共同不法行為に基づく損害賠償請求権を同市が有しているにもかかわらず、被告がその行使を違法に怠っているとして、地方自治法242条の2第1項3号に基づき、被告による不法行為損害賠償請求権の不行使が違法であることの確認を求めた住民訴訟である。

1 前提事実（争いがないか後掲証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告らは、青森県弘前市の住民である。

イ 被告は、青森県弘前市の執行機関である。なお、現在の青森県弘前市は、平成18年2月27日に当時の青森県弘前市、同県中津軽郡岩木町及び同郡相馬村の合併により成立した普通地方公共団体である（以下、合併前の弘前市を「旧弘前市」といい、合併後の弘前市を「弘前市」という。公知の事実）。

ウ 別紙除雪業者目録1記載の各業者は、平成12年度から平成16年度までの間に旧弘前市道路維持課所管の通常除雪業務委託に係る入札に参加して特定の工区と同業務を落札し、同市から委託を受けて当該各工区と同業務を行った業者のうち、5年間連続して同一番号の工区に係る同業務を落札して契約をした法人たる業者である。

エ 別紙除雪業者目録2記載の各業者は、平成14年度から平成16年度までの間に歩道除雪業務委託（小型ロータリー分）に係る入札に参加して特定の工区と同業務を落札し、同市から委託を受けて当該各工区と同業務を行った業者のうち、3年間連続していずれかの工区（同一番号の工区とは限らない。）に係る同業務を落札して契約をした法人たる業者である（乙16の2、乙17の2、乙18の2の1、乙20）。

オ 別紙除雪業者目録3記載の各業者は、平成14年度から平成16年度までの間に歩道除雪業務委託（ハンドガイド分）に係る入札に参加して特定の工区と同業務を落札し、同市から委託を受けて当該各工区と同業務を行った業者のうち、3年間連続していずれかの工区（同一番号の工区とは限らない。）に係る同業務を落札して契約をした法人たる業者である（乙16の2、乙17の2、乙18の2の2、乙20）。

(2) 旧弘前市における除雪業務委託契約の締結方法

旧弘前市においては、除雪業務について、平成11年度までは随意契約の方法により1工区につき1業者に委託していたが、平成12年度からは指名競争入札の方法に改めた(乙2, 乙6の1項, 2項)。除雪業務委託契約に係る手続の流れは、別紙「除雪業務委託の募集から支払いまでの流れ」記載のとおりである(乙7の1枚目)。

### (3) 旧弘前市における通常除雪業務委託の状況

旧弘前市が、通常除雪業務委託について、平成12年度から平成16年度までの各年度において行った指名競争入札の落札状況等は、別紙通常除雪業務委託落札状況一覧表記載のとおりである(甲A1, 2, 4, D5, 6, 乙8, 弁論の全趣旨)。

なお、通常除雪業務の工区には、通常工区(上記一覧表の工区1ないし72)及び幹線工区(同一覧表の工区AないしG及びIないしN)の2種類があり、既存の工区の分割等により、毎年度その工区数が増加しているが、同一番号の工区の基本的な所在地に変化はない(乙14ないし17の各1, 乙18の1の1, 乙18の1の2, 乙19)。

### (4) 旧弘前市における歩道除雪業務委託(小型ロータリー分)の状況

旧弘前市が、歩道除雪業務委託(小型ロータリー分)について、平成12年度から平成16年度までの各年度において行った指名競争入札の落札状況等は、別紙歩道除雪業務委託落札状況一覧表の上段(小型ロータリー分)記載のとおりである(甲B1, 2, D5, 6, 弁論の全趣旨)。

なお、歩道除雪業務(小型ロータリー分)とは、幅員が2メートル以上の歩道の除雪を行う際にオペレーターが乗用して操作する小型ロータリーを使って行う方法による除雪業務のことである(乙6の6項)。

### (5) 旧弘前市における歩道除雪業務委託(ハンドガイド分)の状況

旧弘前市が、歩道除雪業務委託(ハンドガイド分)について、平成12年度から平成16年度までの各年度において行った指名競争入札の落札状況等

は、別紙歩道除雪業務委託落札状況一覧表の下段（ハンドガイド分）記載のとおりである（甲B1, C1, D5, 6, 弁論の全趣旨）。

なお、歩道除雪業務（ハンドガイド分）とは、幅員が2メートル未満の歩道の除雪を行う際にオペレーターが手動で除雪を行う方法による除雪業務のことである（乙6の6項）。

#### (6) 原告らによる住民監査請求と本訴提起

原告らは、平成18年9月21日付けで、弘前市監査委員に対し、旧弘前市における通常除雪業務委託及び歩道除雪業務委託（小型ロータリー分、ハンドガイド分）に係る入札に関して談合があったとし、談合した各業者に対する不法行為に基づく損害賠償請求を行うように被告に勧告することを求めて、地方自治法242条1項の規定に基づき、それぞれ住民監査請求を行ったが、弘前市監査委員は、同年11月17日付けで、原告らに対し、原告らの住民監査請求をいずれも棄却する旨の通知をした（甲D5, 6）。

そこで、原告らは、同年12月15日、本訴を提起した。

## 2 争点

- (1) 原告らによる住民監査請求の適法性
- (2) 各除雪業務委託に係る入札における談合の有無
- (3) 談合による損害の発生の有無及び損害額
- (4) 被告による不法行為損害賠償請求権の不行使の違法性の有無

## 3 本案前の主張（原告らによる住民監査請求の適法性について）

### (1) 被告の主張

平成12年11月及び平成13年11月に行われた指名競争入札及び同入札結果に基づく除雪業務委託契約が、仮に談合に基づくものとして不法行為を構成するとしても、同不法行為に基づく損害賠償請求権は3年の短期消滅時効により少なくとも平成15年11月末日又は平成16年11月末日までに消滅しており、被告が当該入札業者に対して行うべきであった損害賠償請

求を怠る事実が各同日をもって終了したことになる。そして、これらを対象とする住民監査請求は、上記怠る事実が終了した日から1年を経過した平成16年11月末日又は平成17年11月末日までに行わなければならないとの制限に服することになる。原告らが本訴に係る住民監査請求を行ったのは平成18年9月21日であるから、原告らによる住民監査請求のうち、平成12年度及び平成13年度の指名競争入札及び同入札結果に基づく除雪業務委託契約を対象とする部分については、地方自治法242条2項の監査請求期間の制限により不適法となる（最高裁平成19年4月24日第三小法廷判決・民集61巻3号1153頁参照）。

## (2) 原告らの主張

不法行為に基づく損害賠償請求権の短期消滅時効の起算点は「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時」であるところ、本件の被害者である弘前市が談合による損害及び加害者を知ったのは、原告らが旧弘前市の除雪業務委託に係る入札状況に関する公文書の開示を受けた平成18年7月25日以降のことであるから、地方自治法242条2項の監査請求期間の制限を問題とする被告の主張は、その前提を欠く。

## 4 本案の主張

### (1) 通常除雪業務委託に係る入札における談合の有無について

#### ア 原告らの主張

##### (ア) 落札率の高さ

各工区の通常除雪業務委託に係る指名競争入札における落札率（設計金額に対する実際の契約金額の割合）は、平成12年度から平成16年度に至るまで、ほとんどの工区において90パーセント台後半から100パーセントという極めて高いものである。例えば、各年度の平均落札率は、平成12年度が98.86パーセント、平成13年度が98.13パーセント、平成14年度が99.17パーセント、平成15年度が

98.19パーセント、平成16年度が99.58パーセントであった。また、落札率が100パーセント（設計金額と契約金額が全く同額）である工区数は、平成12年度が16工区（全工区数に占める割合は29.63パーセント）、平成13年度が13工区（同22.41パーセント）、平成14年度が45工区（同62.50パーセント）、平成15年度が42工区（同54.55パーセント）、平成16年度が55工区（同64.71パーセント）であった。

(イ) 落札業者の「指定席」化

通常除雪業務委託については、同一の業者が毎年のように同一の工区を落札している。例えば、通常工区については、工区1から47までのほとんどすべての工区が5年間連続して同一の業者により落札され、幹線工区についても、工区AからGまでの7工区のうち5工区が5年間連続して同一の業者により落札されるなど、大半の工区が特定の業者の「指定席」に等しい状況にあった。

(ウ) 他業者の棄権又は辞退

平成15年度及び平成16年度の各工区の通常除雪業務委託に係る入札においては、1回目の入札の時点から本命とみられる特定の1業者を除く他の業者がすべて棄権又は辞退（棄権とは入札業者に指名されているながら当該業者が初めから又は2回目以降に入札に参加しなかった場合であり、辞退とは入札書に「辞退」と書いた札を入れる場合である。）して入札が実施され、事実上随意契約に等しい状況になった工区が多数存在している。例えば、平成15年度には全77工区のうち46工区において、平成16年度には全85工区のうち21工区において、本命とみられる1業者以外の他の全業者が初回入札で棄権又は辞退をしている。

(エ) 除雪機の保有台数からみた各指名業者の落札能力

落札業者の多くは、落札した工区以外の工区も担当可能な台数の除雪

機を保有しているにもかかわらず、特定の1工区しか落札していない。例えば、平成16年度の通常除雪業務を落札した76業者中、44業者（57.8パーセント）において、各業者が落札した工区に振り向けるものと考えられる数を超える台数の除雪機を保有していた。このことは、保有台数からみて複数の工区を落札する能力があるにもかかわらずあえて落札をしないという例が存在する可能性を示唆しており、通常除雪業務に関して談合が存在していたことを推測させる。

他方で、指名競争入札参加資格審査申請の際に届け出た保有する除雪機の登録番号や使用する重機オペレータ名が、他の業者のものと重複している業者も多くみられる。例えば、平成17年度については、上記資格審査申請の際に、同一の除雪機が複数の業者によって届け出られていた例が17例あった。このことは、実際には保有台数等からみて落札して業務を行うことが困難であるにもかかわらず指名業者となっている例があることを推測させ、指名競争入札の体裁を維持するために実際には落札するつもりのない業者も指名業者に加わっていたことをうかがわせるものであり、通常除雪業務に関して談合が存在していたことを推測させる。

#### (オ) 談合の存在

以上の各事実から、平成12年度から平成16年度までの通常除雪業務委託に係る入札において、別紙除雪業者目録1記載の各業者の間で談合に関する合意（特定の本命業者以外の業者は本命業者の入札額よりも高い金額で入札し、本命業者に落札させる旨の合意）が事前に存在し、これに基づいて、上記各業者が入札・落札したことが高い蓋然性をもって推認できるというべきである。

そして、上記談合は、上記各業者及び氏名・人数不詳の第三者（予定価格についての情報を知りこれを各業者に伝えた者）によってなされた



ものと考えられ、少なくとも、相当以前から、工区ごとに落札する業者をあらかじめ調整の上決めておき、他の入札参加業者は当該本命業者の入札額よりも高い金額で入札することとする旨の一般的な合意（いわば基本合意）が存在していたことを推認することが可能である。

## イ 被告の主張

### (7) 談合の不存在

通常除雪業務委託に係る指名競争入札に関する客観的事実（落札状況、1回目の入札時に1業者のみしか入札に応じなかった工区の状況、落札率）については認めるが、これらに関する原告らの評価及び主張については争う。

本件の各除雪業務委託に係る入札において談合があったとするには、入札参加業者間において特定の本命業者以外の業者は本命業者の入札額よりも高い金額で入札するか、入札への参加を棄権又は辞退し、本命業者に落札させる旨の合意が事前に形成され、その合意に基づいて各業者が入札したことが必要であるが、本件においてこのような事実は認められない。また、①参加業者間における何らかの事前の情報交換、意見交換に関する会合があったこと、②上記会合の内容が本件の各除雪業務委託に関するものであったこと、③上記会合の結果として、落札額の高止まりに向けての一致した行動がなされたことなどがあれば、談合があったと推認し得る余地があるが、本件においては、このような事実も認められないし、談合情報も皆無である。結局、原告らは落札率が高率であるという事実のみに基づき談合があったと主張するものであるところ、落札率が高率であることのみをもって談合という入札参加業者間の意思の連絡を推認することは到底できない。

### (i) 除雪業務委託契約の特殊性

各地方自治体における道路除雪業務委託契約の締結方式としては、競

争入札の割合は極端に低く、8割から9割は随意契約であるが、その理由は、①地域条件（地区内で除雪機を保有している業者に限られる。地区内の除雪業者が少なく、総動員しないと除雪が間に合わない。）、②道路状況の熟知の必要性（早朝暗闇での作業となるため、道路幅員、ガードレール、マンホールの位置等、道路状況を熟知していないと安全かつ効率的な作業ができない。地元事情に詳しい業者でないと間口処理等の地元要望に対応できない。）、③応札の少なさ（除雪は深夜早朝の作業となるため敬遠されている。除雪ができる業者に限られるため応札業者が少ない。）といった特殊事情があるからである。

このように除雪業務委託契約は本来随意契約方式によるのが適しており、旧弘前市においても、平成11年度までは、除雪業務委託契約は随意契約により1工区につき1業者と締結していたが、平成12年度からは、工区と除雪業者が固定化すると、粗雑な作業を行う業者が出て、市民サービスがおろそかになるおそれがあるとの理由から、指名競争入札方式にすることとしたものであって、旧弘前市は、市民サービスを徹底するための方策として指名競争入札を実施したものである。

#### (ウ) 旧弘前市における設計金額（予算額）設定の合理性

旧弘前市においては、直接作業費（人件費、機械損料、燃料費）と諸経費（一般管理費、共通仮設費、現場管理費）の1キロメートル当たりの平均単価を除雪業務の設計金額（予算額）として設定しているところ、除雪単価の60パーセント以上を占める直接作業費のうち、機械損料と燃料費は各業者の企業努力によって低減化できるものではないため、人件費を抑えることが直接作業費の低減化のための唯一の方策であるが、人件費の削減には自ずと限度があるため、応札額が設計金額を大きく下回することは難しい。また、諸経費のうち、共通仮設費（機械運搬費等）については、当該工区に近接した場所に機械を保有している業者と遠方

に機械を保有している業者とで大きな差が出てくるため、当該工区に近い場所にいる業者が応札し、遠い場所にいる業者が初めから応札を辞退することとなっている。

以上のとおり、指名競争入札における落札価格は、指名競争入札業者がいかに企業努力をしたとしても、旧弘前市が設定した設計金額とさほど変わりようがないから、落札価格が予定価格と同額となり、又は高い落札率を示す結果となることは仕方のないことである。

## (2) 歩道除雪業務委託に係る入札における談合の有無について

### ア 原告らの主張

#### (ア) 小型ロータリーによる除雪業務委託に関する事情

平成14年度においては、全14工区のすべてにおいて1回目の入札で落札者が決まっており、入札に参加した14業者がそれぞれ1工区ずつを落札している。また、そのうち9工区は同一の金額（2万0055円）で落札されており、平均落札率は97.39パーセントであった。

平成15年度においても、全20工区のすべてにおいて1回目の入札で落札者が決まっている。また、そのうち「1万9845円」で落札された工区が13工区、「1万9950円」で落札された工区が6工区あり、平均落札率は97.73パーセントであった。

平成16年度においては、全20工区のうち13工区（65パーセント）で落札率が100パーセントであり、平均落札率は99.79パーセントであった。

#### (イ) ハンドガイドによる除雪業務委託に関する事情

平成14年度においては、全12工区のすべてにおいて1回目の入札で落札者が決まっている。しかも、すべての工区において落札額が同一の金額（2万4045円）であり、平均落札率は98.07パーセントであった。

平成15年度においても、全15工区のすべてにおいて落札額が同一の金額（2万3625円）であり、平均落札率は99.59パーセントであった。

平成16年度においては、落札金額が3つのパターンに分けられ、「2万2575円」で落札された工区が3工区（工区1ないし3）、「2万2680円」で落札された工区が8工区（工区4ないし11）、「2万2785円」で落札された工区が4工区（工区12ないし15）あり、平均落札率は99.08パーセントであった。

#### （ウ）談合の存在

旧弘前市は、歩道除雪業務委託に係る入札の実施に当たって設計金額を非公開としていたにもかかわらず、上記のように落札額が同一である工区が多数に上っており、特に平成15年度のハンドガイド分についてはすべての工区において落札額が同一であった。これに加えて、落札率が97.86パーセントから100パーセントと極めて高いものであることなどに照らせば、歩道除雪業務委託（小型ロータリー分）及び同（ハンドガイド分）に係る各入札においても談合が存在したことは明らかである。

そして、上記各談合は、別紙除雪業者目録2又は3記載の各業者及び氏名・人数不詳の第三者（予定価格についての情報を知りこれを各業者に伝えた者）によってそれぞれなされたものと考えられ、少なくとも、相当以前から、工区ごとに落札する業者をあらかじめ調整の上決めておき、他の入札参加業者は当該本命業者の入札額よりも高い金額で入札することとする旨の一般的な合意（いわば基本合意）が存在していたことを推認することが可能である。

#### イ 被告の主張

歩道除雪業務委託（小型ロータリー分）及び同（ハンドガイド分）に係

る指名競争入札に関する客観的事実については認めるが、これらに関する原告らの評価及び主張については争う。落札率が高率だから談合があるとする原告らの主張は、あまりにも短絡的な主張であり、失当である。

(3) 談合による損害の発生の有無及び損害額について

ア 原告らの主張

(ア) 談合による損害の発生

談合という不法行為によって、旧弘前市は、本件の各除雪業務委託に関し、適正な競争が確保されていた場合に想定される契約金額よりも過大な金額で契約することを余儀なくされてきたものであり、適正な競争が確保されていた場合に想定される契約金額と実際の契約金額との差額相当額について、損害を被っている。そして、適正価額との差額相当額は、少なく見積もっても、実際の契約金額の10パーセントというべきである。

(イ) 通常除雪業務委託に係る損害額

旧弘前市においては、平成12年度から平成16年度までに、通常除雪業務の委託料（ただし、待機料を除く。）として、総額12億709万1千281円を支出しており、少なくともその10パーセントに当たる1億2709万1千281円が旧弘前市の損害となっている。

よって、弘前市は、少なくとも別紙除雪業者目録1記載の業者らに対し、上記損害について、共同不法行為に基づく損害賠償請求権を有している。

(ウ) 歩道除雪業務委託（小型ロータリー分）に係る損害額

旧弘前市においては、平成14年度から平成16年度までに、歩道除雪業務（小型ロータリー分）の委託料として、総額5533万9689円を支出しており、少なくともその10パーセントに当たる553万3968円が旧弘前市の損害となっている。

よって、弘前市は、少なくとも別紙除雪業者目録2記載の業者らに対し、上記損害について、共同不法行為に基づく損害賠償請求権を有している。

(エ) 歩道除雪業務委託（ハンドガイド分）に係る損害額

旧弘前市においては、平成14年度から平成16年度までに、歩道除雪業務（ハンドガイド分）の委託料として、総額4342万1062円を支出しており、少なくともその10パーセントに当たる434万2106円が旧弘前市の損害となっている。

よって、弘前市は、少なくとも別紙除雪業者目録3記載の業者らに対し、上記損害について、共同不法行為に基づく損害賠償請求権を有している。

イ 被告の主張

いずれも否認ないし争う。

(4) 被告による不法行為損害賠償請求権の不行使の違法性の有無

ア 原告らの主張

被告が弘前市の有する別紙除雪業者目録1ないし3の各業者らに対する各不法行為損害賠償請求権を行使しないことは、同市の財産管理を違法に怠るものである。

イ 被告の主張

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 本案前の主張（原告らによる住民監査請求の適法性）について

普通地方公共団体の実施した指名競争入札において談合をした指名業者らに対する不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠っているとしてされた住民監査請求には、地方自治法242条2項は適用されないから（最高裁平成14年7月2日第三小法廷判決・民集56巻6号1049頁参照）、本訴における



原告らの各請求はいずれも適法な住民監査請求を経た適法なものというべきである。

これに対し、被告は、平成12年度及び平成13年度の指名競争入札及び同入札結果に基づく除雪業務委託契約に係る不法行為損害賠償請求権は時効により消滅し、財産の管理を怠る事実は終わっているとして、原告らによる住民監査請求のうち、平成12年度及び平成13年度の指名競争入札等を対象とする部分については、地方自治法242条2項の監査請求期間の制限により不適法となると主張するが、上記損害賠償請求権について、旧弘前市が損害及び加害者を知ったときから3年間が経過していること、消滅時効を援用する旨の意思表示があったことなど、上記損害賠償請求権が時効により消滅していることを認めるに足りる証拠はないから、被告の主張は採用することができない。

2 前記前提事実、甲A1ないし9、甲B1及び2、甲C1、甲D5及び6、乙1ないし3、6ないし20（以上につき枝番のあるものは枝番を含む。）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

(1) 除雪業務委託に関する指名競争入札の経緯

ア 旧弘前市においては、除雪業務について、ごく一部は直営で行っていたものの、大部分は建設土木会社等の民間業者に委託して行っていたところ、平成11年度までは、随意契約の方法により、1工区につき1業者との間で業務委託契約を締結していたが、特定の工区を特定の業者が担当することが固定化すると、粗雑な作業を行う業者が現れるなど、弊害を生ずることとなったため、平成12年度から指名競争入札の方法により除雪業務を委託する業者を選定することとした。

イ 旧弘前市が平成12年度において採用した通常除雪業務委託についての入札方法は、各工区の除雪作業に必要な除雪機の台数と、各業者の保有する除雪機の台数がほぼ一致するように、各工区と各業者を4群のグループに区分けし、各群ごとにその工区数を超える数の業者を入札参加業者とし

て指名し、各群中において、ある工区を落札した業者は、同一群の他の工区の入札には参加できないこととするものであり、同年度には、第1群(11工区)には12業者を、第2群(24工区)には25業者を、第3群(12工区)には13業者を、第4群(幹線工区・7工区)には8業者をそれぞれ指名し、入札を行った。

旧弘前市は、平成13年度及び平成14年度の通常除雪業務委託についても同様の方法を取り、平成13年度には、新規参入した7業者を含め、第1群(13工区)には15業者を、第2群(26工区)には28業者を、第3群(11工区)には13業者を、第4群(幹線工区・8工区)には10業者をそれぞれ指名して入札を行い、平成14年度には、新規参入した14業者を含め、第1群(20工区)には25業者を、第2群(31工区)には32業者を、第3群(12工区)には13業者を、第4群(幹線工区・9工区)には14業者をそれぞれ指名して入札を行った。

さらに、平成15年度及び平成16年度の通常除雪業務委託については、同様に4群のグループに区分けするものの、その群内の各工区ごとに前年度の受託業者を含めて8業者ずつを指名する方法に改めて入札を行ったが、その指名業者数は、平成15年度において、新規参入した8業者を含め、第1群(28工区)が47業者、第2群(27工区)が54業者、第3群(10工区)が26業者、第4群(幹線工区・12工区)が28業者であり、平成16年度において、新規参入した12業者を含め、第1群(35工区)が80業者、第2群(30工区)が57業者、第3群(7工区)が28業者、第4群(幹線工区・13工区)が35業者となっていた。

なお、通常除雪業務の工区は、既存の工区の分割等により、毎年度その数が増加しているが、同一番号の工区の基本的な所在地に変化はない。

ウ 次に、歩道除雪業務委託についての入札は、小型ロータリー分については、平成14年度において14工区に14業者を指名し、平成15年度に



において20工区に上記14業者を含む19業者を指名し、平成16年度においても20工区に前年と全く同じ19業者を指名して行われた。

ハンドガイド分については、平成14年度において12工区に11業者を指名し、平成15年度において15工区に12業者を指名し、平成16年度において15工区に13業者を指名して行われたが、平成14年度に指名された11業者は、平成15年度及び平成16年度にも指名されており、平成15年度に新規に指名された業者は、平成16年度にも指名されていた。

## (2) 通常除雪業務委託に関する落札状況等

ア 通常除雪業務委託についての上記指名競争入札の落札状況等は、別紙通常除雪業務委託落札状況一覧表記載のとおりである。

イ これによれば、旧弘前市における平成12年度から平成16年度までの通常除雪業務委託に関する落札率が90パーセント以下の工区は全年度を通じて1工区しかなく（なお、例外の1工区（平成15年度の工区15）の落札率は5.62パーセントという異常な低率であって、平成12年度及び平成13年度には当該工区を落札していたのに、平成14年度には落札しなかった業者が平成15年度に再び落札したものである。）、各年度の平均落札率は、平成12年度が98.86パーセント、平成13年度が98.13パーセント、平成14年度が99.17パーセント、平成15年度が98.19パーセント、平成16年度が99.58パーセントとなっている。

また、落札率が95パーセントを超える工区数は、平成12年度が全54区のうち52工区（全工区数に占める割合は96.30パーセント）、平成13年度が全58工区のうち52工区（同89.66パーセント）、平成14年度が全72工区のうち67工区（同93.06パーセント）、平成15年度が全77工区のうち76工区（同98.70パーセント）で

あり、平成16年度は全85工区において落札率が95パーセントを超えていた。

さらに、落札率が100パーセント（設計金額と契約金額が全く同額）である工区数は、平成12年度が全54工区のうち16工区（全工区数に占める割合は29.63パーセント）、平成13年度が全58工区のうち13工区（同22.41パーセント）、平成14年度が全72工区のうち45工区（同62.50パーセント）、平成15年度が全77工区のうち42工区（同54.55パーセント）、平成16年度が全85工区のうち55工区（同64.71パーセント）であった。

ウ 次に、通常工区については、平成12年度から存在する工区1から47までのうち、41工区（全工区数に占める割合は87.23パーセント）において、同一番号の工区が5年間連続して同一の業者により落札されている。

また、幹線工区についても、平成12年度から存在する工区AからGまでの7工区のうち、5工区（全工区数に占める割合は71.43パーセント）において、同一番号の工区が5年間連続して同一の業者により落札されている。

さらに、上記期間中に新たに設けられた工区についても、これを最初に落札した業者が、以後も継続して同一工区を落札し続けている例が多数を占めている。

### (3) 歩道除雪業務委託（小型ロータリー分）に関する落札状況等

ア 歩道除雪業務委託（小型ロータリー分）についての上記指名競争入札の落札状況等は、別紙歩道除雪業務委託落札状況一覧表の上段（小型ロータリー分）記載のとおりである。

イ これによれば、平成14年度においては、全14工区のすべてにおいて1回目の入札で落札者が決まっており、別紙除雪業者目録2記載の業者ら

全14業者がそれぞれ1工区ずつを落札している。また、そのうち9工区（全工区数に占める割合は64.29パーセント）は同一の金額（2万0055円）で落札されており、平均落札率は97.39パーセントとなっている。

平成15年度においては、全20工区のすべてにおいて1回目の入札で落札者が決まっており、上記目録記載の業者ら14業者を含む全19業者のうち、2つの工区を落札した同目録番号12の有限会社弘前重機を除く他の18業者がそれぞれ1工区ずつを落札している。また、そのうち「1万9845円」で落札された工区が13工区（全工区数に占める割合は65パーセント）、「1万9950円」で落札された工区が6工区（同30パーセント）あり、平均落札率は97.73パーセントとなっている。

平成16年度においては、上記19業者のうち、2つの工区を落札した上記有限会社弘前重機を除く他の18業者がそれぞれ1工区ずつを落札しており、各業者が落札した工区はいずれも平成15年度に落札した工区と同一であった。また、そのうち「1万9950円」で落札された工区が17工区（全工区数に占める割合は85パーセント）、落札率が100パーセントである工区が13工区（同65パーセント）あり、平均落札率は99.79パーセントとなっている。

#### (4) 歩道除雪業務委託（ハンドガイド分）に関する落札状況等

ア 歩道除雪業務委託（ハンドガイド分）についての上記指名競争入札の落札状況等は、別紙歩道除雪業務委託落札状況一覧表の下段（ハンドガイド分）記載のとおりである。

イ これによれば、平成14年度においては、全12工区のすべてにおいて1回目の入札で落札者が決まっており、別紙除雪業者目録3記載の業者ら10業者を含む全11業者のうち、2つの工区を落札した同目録番号6の有限会社ユーショー産業を除く他の10業者がそれぞれ1工区ずつを落札

している。また、全12工区のすべてにおいて落札額が同一の金額（2万4045円）であり、平均落札率は98.07パーセントとなっている。

平成15年度においては、上記目録記載の業者ら10業者を含む全12業者のうち、2つの工区を落札した同目録番号5の大輝建設有限会社、上記有限会社ユーショー産業及び訴外斉藤住建を除く他の9業者がそれぞれ1工区ずつを落札しており、全15工区のすべてにおいて落札額が同一の金額（2万3625円）であった。また、落札率が100パーセントである工区が4工区（全工区数に占める割合は26.67パーセント）あり、平均落札率は99.59パーセントとなっている。

平成16年度においては、上記目録記載の業者ら10業者を含む全13業者のうち、2つの工区を落札した上記大輝建設有限会社及び上記有限会社ユーショー産業を除く他の11業者がそれぞれ1工区ずつを落札しており、全15工区中の14工区で、平成15年度と同一の業者が同一工区を落札した。また、落札金額は3つに分類され、「2万2575円」で落札された工区が3工区（工区1から3まで）、「2万2680円」で落札された工区が8工区（工区4から11まで）、「2万2785円」で落札された工区が4工区（工区12から15まで）あり、平均落札率は99.08パーセントとなっている。

### 3 談合の有無について

- (1) 上記認定によれば、まず、通常除雪業務委託に係る指名競争入札においては、平成12年度から平成16年度までのいずれの年度についても各工区の落札率が全体的に極めて高く、落札率が100パーセントである工区数が相当の数に及び、その全工区数に占める割合も高い上（特に平成14年度から平成16年度までにおいてその傾向が顕著である。）、指名競争入札が導入された最初の年度から5年間連続して同一の業者が同一番号の工区（基本的な所在地に変化はない。）を落札している例が多数存在し、その全工区数に

占める割合も相当高いといった事情が認められる。

また、歩道除雪業務委託に係る指名競争入札においても、平成14年度から平成16年度までのいずれの年度についても各工区の落札率が全体的に極めて高く、特に平成16年度の小型ロータリー分においては、落札率が100パーセントである工区数が全工区数に占める割合が65パーセントであり、平均落札率も99.79パーセントに達していること、小型ロータリー分及びハンドガイド分のいずれについても、設計価格が異なるにもかかわらず多数の業者が異なる工区において同一の金額で落札していること、いずれの年度においても入札に参加した業者が基本的に1工区ずつを分け合って落札していることなどの事情が認められる。

そして、指名競争入札において以上のような落札結果が偶然に生じることが社会通念上考え難いから、通常除雪業務に関しては、少なくとも5年間連続して同一の業者が落札している各工区について、平成12年度から平成16年度までの各年度における当該各工区の指名競争入札において、それぞれ、当該落札業者（別紙除雪業者目録1記載の各業者）を含む入札参加業者間で、当該落札業者以外の業者が当該落札業者の入札額よりも高い金額で入札して当該落札業者に落札させる旨の合意が事前に形成され、その合意に基づいて各業者が入札したことが相当の蓋然性をもって推認されるというべきであり、歩道除雪業務に関しても、少なくとも別紙除雪業者目録2及び3記載の各業者が落札している各工区については、平成14年度から平成16年度までの各年度における当該各工区の指名競争入札において、それぞれ、当該落札業者を含む入札参加業者間で、同様の合意に基づいて各業者が入札したことが相当の蓋然性をもって推認されるというべきである。

- (2) 被告は、上記落札結果が生じる理由ないし事情として、除雪業務委託契約の特殊性や旧弘前市における設計金額（予算額）設定の合理性を主張するので、この点について検討する。

ア 確かに、地域によっては除雪機を保有している業者が限られ、道路状況を熟知した地元の業者でないと適切な除雪業務を行うことができないなどの事情はあり得るところであって、担当する工区まで除雪機等を運搬する負担や費用等をも考慮すると、各業者が、その所在地に近接する工区や既に経験済みの手慣れた工区の落札を望み、他の工区の落札に消極的になり、結果として、特定の工区を特定の業者が継続して落札することになる可能性がないとはいえない。

しかし、通常除雪業務委託に係る入札については、前記認定のとおり、毎年、新規業者が参入し、指名業者が増加しているのであるから、他方で新規工区の開設により工区の数が増加しているとしても、真に競争入札による競争状態が確保されているのであれば、各工区の落札者には相当の変動があつてしかるべきである。ところが、前記認定のとおり、平成12年度から存在する通常工区47工区のうち41にも及ぶ工区が5年間にわたって同一業者に落札されているのであり、幹線工区についても平成12年度から存在する7工区中5工区において、同一業者が同一工区を落札しているのであって、上記の被告主張の事情を考慮しても、このような事態が生ずることはおよそあり得ないといわざるをえない。

また、落札率が100パーセントとなっている工区が全工区の中で多数を占めるという前記認定の事態については、被告主張の上記事情をもってしても何ら説明することができない。

さらに、歩道除雪業務委託に係る入札については、前記認定のとおり、毎年、工区数と同数か少ない数の業者が指名されているものであり、この点においては、一見すると被告主張の上記事情により上記落札結果がもたらされたといい得る余地もある。しかし、前記認定のとおり、歩道除雪業務委託に係る入札においては、入札に参加した指名業者が必ず最低1工区を落札しており、参加業者間において工区を分け合つて落札したものとい

わなければならない状況となっているのであり、また、落札額が1円単位まで同額の工区が多数あるのであるが、これらは参加した指名業者間において何らかの意思連絡がなければ説明のできない事態であるといわざるを得ず、被告主張の上記事情によっては理解できないというほかない。なお、歩道除雪業務委託に係る入札について、通常除雪業務委託に係る入札において、一時期、各群のうちのある工区を落札した業者が同一群の他の工区の入札に参加できないとする制約があったのと同様の制約があったとすれば、工区を分け合ったかのような結果が生ずることも当然であるが、歩道除雪業務委託に係る入札においては、前記認定のとおり、同一業者が複数の工区を落札しているのであるから、そのような制約があったということとはできない。

イ 次に、被告は、除雪業務は深夜早朝の作業となるために敬遠されていると主張するが、前記認定のとおり、旧弘前市における除雪業務委託に係る入札での指名業者は一貫して増加していることに照らし、被告の上記主張は必ずしも妥当しないといわざるを得ない。

むしろ、前記認定のとおり、除雪業者の大部分は建設土木等を業とするものであるところ、積雪という物理的な障害によって、積雪期には受注すべき建設土木工事が乏しくなることが容易に推察されるから、本来は建設土木等を業とする除雪業者にとって、除雪業務は積雪期の貴重な収入源になるという側面もあるというべきである。そして、このことと、旧弘前市においては、平成11年度まで、随意契約の方法により、1工区につき1業者との間で除雪業務委託契約を締結していたこととを併せて考慮すれば、平成12年度において、除雪業務委託に係る競争入札が導入された際、それまで除雪業務を受託していた業者らが、それぞれ従前どおりの積雪期の収入源を確保しようとして、談合に及んだと推認することも十分に可能というべきである。

ウ さらに、被告は、旧弘前市が除雪業務の設計金額を合理的に設定していたため、いかに企業努力をしても応札額がこれを大幅に下回ることは難しいから、高い落札率になるのは当然であると主張する。

しかし、その主張のとおりであったとしても、落札率が高くなることを説明することができるだけであり、既に説示したとおり、長期間にわたって同一業者が同一工区を落札していること、落札率が100パーセントとなっている工区が全工区の中で多数を占めていること、歩道除雪業務委託に係る入札において、入札に参加した指名業者が工区を分け合い必ず最低1工区を落札していること、落札額が1円単位まで同額の工区が多数あることなどは、談合がなければあり得ない事態であって、これについては、何ら説明するものではないといわざるを得ない。

エ したがって、被告の指摘する上記事情は、前記落札結果にみられる事情の一部についての理由ないし事情となり得るものではあっても、談合があったとすべき前記推認を覆すものではない。

そして、他に前記(1)における推認を覆すべき事情を認めるに足りる証拠はない。

(3) 以上によれば、少なくとも別紙除雪業者目録1記載の各業者は、通常除雪業務に関し、それぞれ、平成12年度から平成16年度までの各年度における自ら落札した工区の指名競争入札において、その余の入札参加業者らとの間で談合を行ったものと認めることができ、また、少なくとも同目録2及び3記載の各業者は、歩道除雪業務に関し、それぞれ、平成14年度から平成16年度までの各年度における自ら落札した工区の指名競争入札において、その余の入札参加業者らとの間で談合を行ったものと認めることができる。

なお、上記各談合については、その合意がされた時期、場所、参加者等を具体的に明らかにし得る証拠はないが、特定の入札において、入札参加業者間で、特定の本命業者以外の業者は、当該本命業者の入札額よりも高い金額



で入札し、当該本命業者に落札させる旨の合意が事前に形成され、その合意に基づいて各入札参加業者が入札したことを認めるに足りるならば、その合意の時期、場所、参加者等までを明らかにする必要はないというべきである。

#### 4 談合による損害の発生の有無及び損害額について

##### (1) 旧弘前市が被った損害の有無及び損害額について

談合は、公正な競争によって落札価格が下落することを防ぎ、より高額な金額で落札・契約することによって利益を得ようとするものであるから、前記の各除雪業務委託の発注者である旧弘前市は、前記認定の各談合が行われなかった場合に形成されたであろう公正な競争を前提とする価格よりも高額な金額で各除雪業務委託契約を締結した蓋然性が高いというべきであり、そうすると、旧弘前市は、前記認定の各談合によって、各談合がなければ公正な競争を経て入札され形成されたであろう契約金額（又は想定落札価格）と現実の契約金額（又は落札価格）との差額相当額の損害を被っていると認めるのが相当である。

もっとも、個々の入札において公正な競争を経て形成される落札価格は、入札に係る業務の規模、種類や特殊性のほか、入札指名業者の数や各業者の事業規模、入札当時の社会経済情勢、入札が行われた地域の特性等、様々な要因が複雑に影響し合って形成されるものであって、このように指名競争入札における落札価格を形成する要因が多種多様であることにかんがみると、入札談合を不法行為とする損害は、その性質上その額を立証することが極めて困難であるというべきであるから、民事訴訟法248条を適用して旧弘前市が被った損害額を認定するのが相当である。

そして、日本弁護士連合会が平成13年及び平成15年に発表した調査報告によれば、地方自治体の一般公共事業に係る入札における落札率の平均は95パーセント程度であるのに対し、談合防止のための施策を実施している地方自治体の同落札率は70パーセントないし85パーセント程度であると

されていること（甲D2, 3）を含め、本件に現れた一切の諸事情を総合考慮すれば、本件の談合により旧弘前市の被った損害の相当額は、各除雪業務委託契約の各委託料（通常除雪業務委託については待機料を除く。）の少なくとも5パーセントに相当する金額であると認めるのが相当である。

(2) そうすると、別紙除雪業者目録1記載の各業者による前記認定の通常除雪業務委託に係る各談合によって旧弘前市の被った損害の相当額は、前記説示のとおり、平成12年度から平成16年度までの談合があったとすべき各工区における通常除雪業務委託契約の各委託料（待機料を除く。）のそれぞれ5パーセントに相当する金額であると認めるのが相当であるから、旧弘前市は、上記各業者に対し、別紙損害目録1（通常除雪業務委託分）の損害額欄記載の各金額について、それぞれ共同不法行為に基づく損害賠償請求権を有していることとなる。

次に、別紙除雪業者目録2記載の各業者による前記認定の歩道除雪業務委託（小型ロータリー分）に係る各談合によって旧弘前市の被った損害の相当額は、前記説示のとおり、平成14年度から平成16年度までの談合があったとすべき歩道除雪業務委託契約（小型ロータリー分）の各工区における各委託料のそれぞれ5パーセントに相当する金額であると認めるのが相当であるから、旧弘前市は、上記各業者に対し、別紙損害目録2（歩道除雪業務委託・小型ロータリー分）の損害額欄記載の各金額について、共同不法行為に基づく損害賠償請求権を有していることとなる。

さらに、別紙除雪業者目録3記載の各業者による前記認定の歩道除雪業務委託（ハンドガイド分）に係る各談合によって旧弘前市の被った損害の相当額は、前記説示のとおり、平成14年度から平成16年度までの各工区における歩道除雪業務委託契約（ハンドガイド分）の各委託料のそれぞれ5パーセントに相当する金額であると認めるのが相当であるから、旧弘前市は、上記各業者に対し、別紙損害目録3（歩道除雪業務委託・ハンドガイド分）の

損害額欄記載の各金額について、共同不法行為に基づく損害賠償請求権を有していることとなる。

(3) 原告らは、旧弘前市が各除雪業務の委託料として支払った総額の10パーセントに当たる額が損害額であると主張するが、前記のとおり、原告ら主張のすべての年度にわたり、各工区ごとに行われる各入札のすべてにおいて談合があったとの認定に至ったものではないから、原告らの上記主張は失当であり、損害額については、上記のとおり、上記各業者による談合があったと認められる各工区の各入札ごとに算定すべきものである。

5 被告による不法行為損害賠償請求権の不行使の違法性の有無について

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はないというべきところ（最高裁平成16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁参照）、被告による弘前市の有する前記各不法行為損害賠償請求権の不行使を正当化する事情があることの主張、立証はないから、その不行使は違法というべきである。

第4 結 論

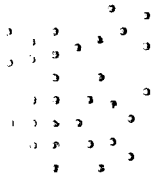
以上によれば、原告らの請求は、上記の限度で理由があるのでこれらを認容することとし、その余についてはいずれも理由がないので棄却することとして、主文のとおり判決する。

青森地方裁判所第2民事部

裁 判 長 裁 判 官 貝 原 信 之

裁判官 澤 田 久 文

裁判官 西 山 涉



別紙 除雪業者目録1

番号	名称	本店所在地	代表者氏名
1	株式会社東北舗装	青森県弘前市大字金属町4番地4	新戸部 満男
2	株式会社東北石材	青森県弘前市大字川合字浅田18番地	対馬 一郎
3	有限会社長見建設	青森県弘前市大字十面沢字早助森8番地6	長見 勝清
4	猪股建設株式会社	青森県弘前市大字城東二丁目3番地1	舘山 昭光
5	有限会社木村工業	青森県弘前市大字三和字川合188番地6	木村 勤
6	株式会社花田建設	青森県弘前市大字青女子字桜苺339番地2	花田 實
8	有限会社昭和石材興業	青森県弘前市大字下湯口字青柳185番地1号	佐藤 繁雄
9	株式会社三上興業	青森県弘前市大字藤野二丁目4番地1	三上 清蔵
10	有限会社丸一建設	青森県弘前市大字八代町8番地24	相馬 弘子
11	有限会社丸正 佐藤建設	青森県弘前市大字藤代一丁目6番地1	佐藤 正廣
12	株式会社弘南運輸	青森県弘前市大字藤野二丁目8番地4	雪田 隆
13	大輝建設有限会社	青森県弘前市大字下湯口字青柳181番地7	太田 正
14	有限会社カネハル運輸	青森県弘前市大字撫牛子四丁目4番地7	花田 春男
15	株式会社マル長	青森県弘前市大字門外三丁目8番地1	長見 範孝
16	有限会社城西土木工業	青森県弘前市大字樋の口一丁目8番地10	長谷川 満
17	有限会社田村組	青森県弘前市大字浜の町西一丁目1番地7	田村 禎宏
18	株式会社前山組	青森県弘前市大字中畑字旭岡34番地	前山 武二
19	有限会社三上土木	青森県弘前市大字常盤坂一丁目1番地5	三上 幸春
20	富士建設株式会社	青森県弘前市大字高田一丁目10番地12	松下 覚
21	株式会社相馬土木	青森県弘前市大字城東一丁目3番地1	相馬 正
22	有限会社田中自動車	青森県弘前市大字神田二丁目2番地9	田中 和幸
23	有限会社ムラキ工業	青森県弘前市大字新里字中平岡104番地5	木村 忠雄
24	有限会社弘南産業	青森県平川市本町北柳田23番地5	葛西 清彦
25	株式会社佐藤惣建設	青森県弘前市大字末広二丁目1番地1	佐藤 隆
26	有限会社一戸組	青森県弘前市大字新里字中樋田22番地4	一戸 直義
27	有限会社瑞龍建設	青森県弘前市大字門外四丁目12番地3	船水 政五郎
28	株式会社白銀建設	青森県弘前市大字高田二丁目1番地の9	齋藤 克巳
29	株式会社米沢土木	青森県弘前市大字小沢字大開387番地2	米澤 柁美
30	有限会社弘前重機	青森県弘前市大字品川町170番地4	須藤 廣光
31	有限会社工藤建材	青森県弘前市大字千年一丁目12番地1	工藤 孝義
32	有限会社佐藤産業	青森県弘前市大字石川字柳田70番地3	佐藤 あい子
33	有限会社丸昭建設	青森県弘前市大字国吉字坂本117番地3	田沢 昭二
34	太田建設株式会社	青森県弘前市大字若党町45番地1号	太田 宏明
35	株式会社丸耕建設	青森県弘前市大字黒土字山下52番地	三上 耕吉
36	太陽技建工業株式会社	青森県弘前市大字津賀野字瀬ノ上99番地3	横山 幸司
37	株式会社弘伸碎石	青森県弘前市大字青樹町3番地6	破産管財人三上雅通
38	株式会社石岡建設	青森県弘前市大字樹木一丁目29番地8	對馬 隆治
39	有限会社丸二建設	青森県弘前市大字常盤坂二丁目7番地24	成田 由己

注)番号7は欠番である。

別紙 除雪業者目録 2

番号	名 称	本 店 所 在 地	代表者氏名
1	株式会社東北舗装	青森県弘前市大字金属町4番地4	新戸部 満男
2	猪股建設株式会社	青森県弘前市大字城東二丁目3番地1	館山 昭光
3	株式会社三上興業	青森県弘前市大字藤野二丁目4番地1	三上 清蔵
4	有限会社丸一建設	青森県弘前市大字八代町8番地24	相馬 弘子
5	大輝建設有限会社	青森県弘前市大字下湯口字青柳181番地7	太田 正
6	有限会社城西土木工業	青森県弘前市大字樋の口一丁目8番地10	長谷川 満
7	株式会社相馬土木	青森県弘前市大字城東一丁目3番地1	相馬 正
8	有限会社田中自動車	青森県弘前市大字神田二丁目2番地9	田中 和幸
9	有限会社ムラキ工業	青森県弘前市大字新里字中平岡104番地5	木村 忠雄
10	有限会社一戸組	青森県弘前市大字新里字中樋田22番地4	一戸 直義
11	株式会社米沢土木	青森県弘前市大字小沢字大開387番地2	米澤 柁美
12	有限会社弘前重機	青森県弘前市大字品川町170番地4	須藤 廣光
13	有限会社佐藤産業	青森県弘前市大字石川字柳田70番地3	佐藤 あい子
14	株式会社弘伸碎石	青森県弘前市大字青樹町3番地6	破産管財人三上雅通

別紙 除雪業者目録 3

番号	名 称	本 店 所 在 地	代表者氏名
1	株式会社東北舗装	青森県弘前市大字金属町4番地4	新戸部 満男
2	有限会社丸二建設	青森県弘前市大字常盤坂二丁目7番地24	成田 由己
3	株式会社三上興業	青森県弘前市大字藤野二丁目4番地1	三上 清蔵
4	有限会社三上土木	青森県弘前市大字常盤坂一丁目1番地5	三上 幸春
5	大輝建設有限会社	青森県弘前市大字下湯口字青柳181番地7	太田 正
6	有限会社ユーショー産業	青森県弘前市大字田園一丁目2番地18	相馬 正
7	有限会社トノコー	青森県弘前市大字東城北一丁目4番地の12	外崎 進
8	有限会社下山工務店	青森県弘前市大字東城北三丁目1番地4号	下山 栄治
9	有限会社斎藤建築	青森県弘前市大字清野袋四丁目7番地の4	斎藤 純一
10	有限会社一戸組	青森県弘前市大字新里字中樋田22番地4	一戸 直義

## 別紙 損害目録1(通常除雪業務委託分)

番号	業者名	工区	待機料を除く委託料(円)					合計額(円)	損害額(円)
			平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度		
1	株式会社東北舗装	26	8,075,704	4,720,261	5,399,720	4,146,282	5,799,854	28,141,821	1,407,091
2	株式会社東北石材	39	6,698,813	3,192,132	5,589,486	3,684,918	6,543,824	25,709,173	1,285,459
3	有限会社長見建設	1	6,393,051	3,320,730	6,894,177	5,191,855	7,176,659	28,976,472	1,448,824
4	猪股建設株式会社	31	8,060,177	4,260,816	5,927,276	3,900,228	4,201,325	26,349,822	1,317,491
5	有限会社木村工業	3	11,306,887	3,695,872	4,569,329	4,085,928	5,974,842	29,632,858	1,481,643
6	株式会社花田建設	5	8,873,868	4,345,420	5,563,971	4,768,378	7,983,460	31,535,097	1,576,755
8	有限会社昭和石材興業	7	13,765,455	8,640,343	7,451,040	6,055,182	9,095,194	45,007,214	2,250,361
9	株式会社三上興業	8	10,731,409	6,257,662	6,002,642	4,180,692	5,443,953	32,616,358	1,630,818
10	有限会社丸一建設	10	7,962,290	2,726,994	4,381,020	3,272,991	4,236,117	22,579,412	1,128,971
11	有限会社丸正 佐藤建設	11	6,534,647	2,784,933	4,198,083	3,474,198	4,534,373	21,526,234	1,076,312
12	株式会社弘南運輸	12	3,053,646	1,170,890	2,173,271	1,454,744	2,600,966	10,453,517	522,676
13	大輝建設有限会社	13	8,293,331	4,497,696	7,056,315	4,091,426	6,427,977	30,366,745	1,518,337
14	有限会社カネハル運輸	16	8,025,139	3,967,233	5,746,436	4,162,158	6,533,678	28,434,644	1,421,732
15	株式会社マル長	17	3,990,121	2,214,450	3,662,820	2,533,990	4,021,273	26,123,871	1,306,194
		E	2,728,460	1,687,390	2,397,216	1,083,989	1,804,162		
16	有限会社城西土木工業	18	3,854,428	2,239,206	3,147,767	2,172,150	3,540,902	14,954,453	747,723
17	有限会社田村組	20	3,684,691	1,144,206	1,804,572	1,371,658	2,342,242	10,347,369	517,368
18	株式会社前山組	21	5,742,317	3,181,618	4,165,437	3,099,921	4,586,703	20,775,996	1,038,800
19	有限会社三上土木	24	2,767,253	1,612,008	2,256,525	1,748,564	2,553,723	10,938,073	546,904
20	富士建設株式会社	27	6,057,323	2,141,559	3,203,928	3,114,737	2,178,789	16,696,336	834,817
21	株式会社相馬土木	30	5,067,730	3,230,848	5,237,001	3,471,852	5,256,577	22,264,008	1,113,200
22	有限会社田中自動車	32	2,701,051	1,592,434	3,765,576	2,642,640	4,257,817	14,959,518	747,976
23	有限会社ムラキ工業	33	1,798,028	1,611,823	4,013,107	2,505,888	4,105,590	14,034,436	701,722
24	有限会社弘南産業	34	4,374,311	2,413,719	3,593,079	2,478,546	4,594,518	17,454,173	872,709
25	株式会社佐藤惣建設	35	3,066,948	2,042,091	2,686,446	1,948,991	4,152,173	13,896,649	694,832
26	有限会社一戸組	36	5,573,197	3,307,437	4,850,690	3,332,727	5,381,684	22,445,735	1,122,287
27	有限会社瑞龍建設	37	5,086,055	2,739,034	4,556,059	3,760,259	4,380,412	20,521,819	1,026,091
28	株式会社白銀建設	40	4,496,257	2,243,470	3,189,820	2,929,650	4,109,784	16,968,981	848,449
29	株式会社米沢土木	41	10,609,347	6,292,538	7,076,160	5,253,196	7,217,580	36,448,821	1,822,441
30	有限会社弘前重機	42	9,115,449	5,085,990	5,127,107	3,200,952	3,590,258	75,217,587	3,760,879
		46	7,094,449	3,648,604	5,347,021	3,854,349	6,743,609		
		B	7,035,334	5,132,849	2,758,896	2,945,250	4,537,470		
31	有限会社工藤建材	43	4,191,658	2,486,482	3,706,668	3,008,502	4,459,521	17,852,831	892,642
32	有限会社佐藤産業	45	4,779,158	2,990,169	3,562,513	2,220,540	4,153,713	29,608,214	1,480,411
		C	5,109,750	2,362,158	1,450,711	1,098,439	1,881,063		
33	有限会社丸昭建設	47	9,588,234	4,922,736	4,407,178	4,166,545	4,981,952	28,066,645	1,403,332
34	太田建設株式会社	D	3,563,462	1,199,920	1,998,434	1,280,664	2,497,236	10,539,716	526,986
35	株式会社丸耕建設	G	2,845,124	1,603,121	1,690,790	1,712,928	2,093,017	9,944,980	497,249
36	太陽技建工業株式会社	28	2,735,258	1,180,872	2,073,655	1,686,321	2,900,307	10,576,413	528,821
37	株式会社弘伸碎石	22	7,700,776	3,757,572	4,718,257	3,668,679	5,252,483	25,097,767	1,254,888
38	株式会社石岡建設	25	9,013,470	4,861,008	5,767,995	3,181,815	5,485,526	28,309,814	1,415,491
39	有限会社丸二建設	29	4,250,331	2,087,672	3,405,652	2,407,253	3,874,792	16,025,700	801,285
合計			256,394,387	134,593,966	176,573,846	130,349,975	193,487,098	891,399,272	44,569,964

注)番号7は欠番である。



別紙 損害目録 2(歩道除雪業務委託・小型ロータリー分)

番号	業者名	委託料(円)			合計額(円)	損害額(円)
		平成14年度	平成15年度	平成16年度		
1	株式会社東北舗装	1,040,253	1,014,657	1,337,248	3,392,158	169,608
2	猪股建設株式会社	1,179,431	961,289	1,173,459	3,314,179	165,709
3	株式会社三上興業	2,149,873	844,601	1,142,736	4,137,210	206,861
4	有限会社丸一建設	1,099,213	840,692	1,052,761	2,992,666	149,633
5	大輝建設有限会社	1,639,895	923,980	1,471,113	4,034,988	201,749
6	有限会社城西土木工業	838,697	1,279,207	1,372,959	3,490,863	174,543
7	株式会社相馬土木	1,168,001	621,742	881,193	2,670,936	133,547
8	有限会社田中自動車	1,283,520	866,828	1,128,372	3,278,720	163,936
9	有限会社ムラキ工業	1,219,344	870,996	1,213,758	3,304,098	165,205
10	有限会社一戸組	1,296,689	850,157	1,159,893	3,306,739	165,337
11	株式会社米沢土木	317,268	861,841	1,425,228	2,604,337	130,217
12	有限会社弘前重機	872,001	686,877	1,311,313	3,609,142	180,457
			270,521	468,430		
13	有限会社佐藤産業	964,614	674,730	1,131,165	2,770,509	138,525
14	株式会社弘伸砕石	1,306,180	705,687	1,091,664	3,103,531	155,177
合計		16,374,979	12,273,805	17,361,292	46,010,076	2,300,504

注)番号12の有限会社弘前重機は、平成15年度及び平成16年度において、2つの工区(工区13及び20)を落札している。

別紙 損害目録 3(歩道除雪業務委託・ハンドガイド分)

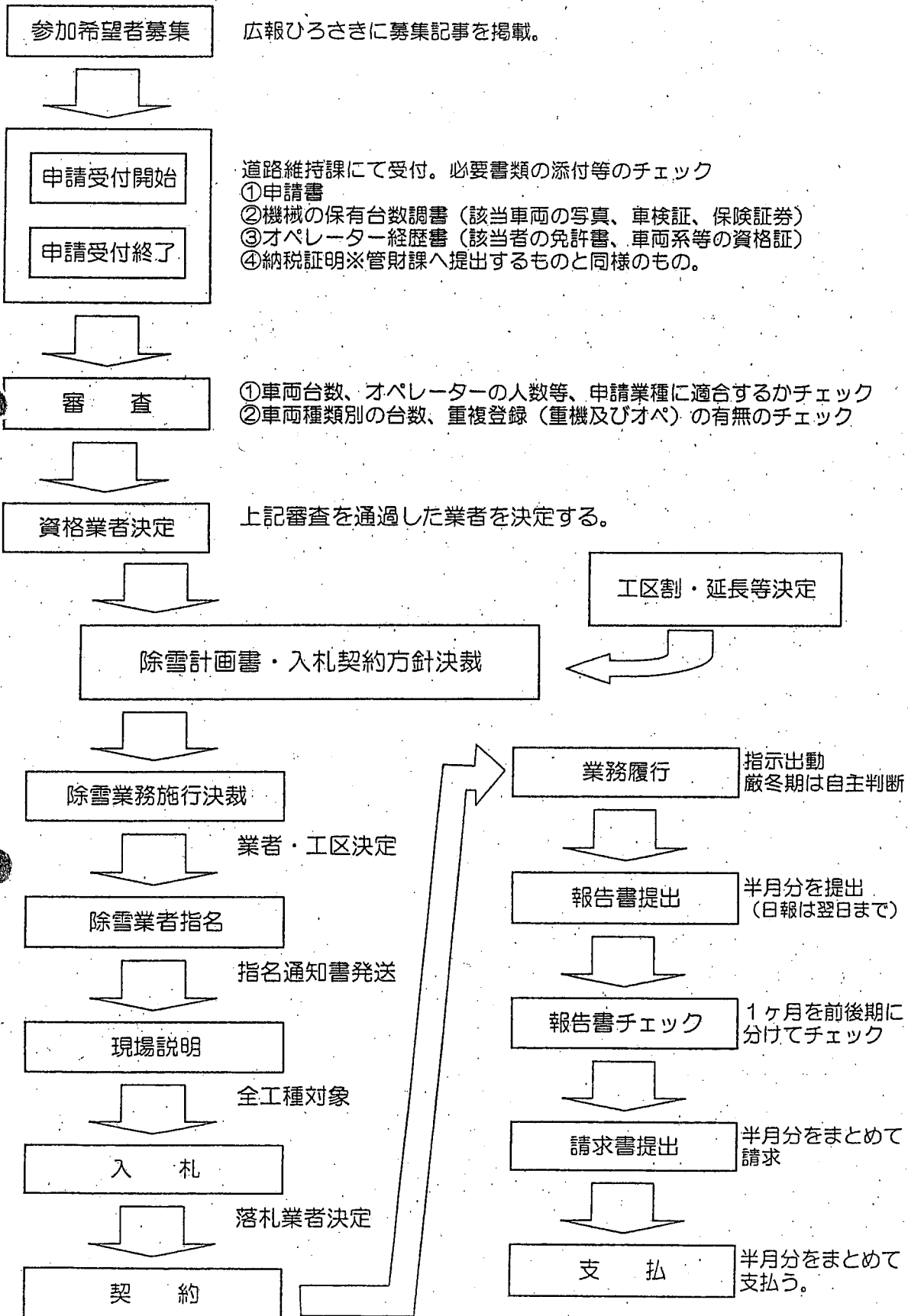
番号	業者名	委託料(円)			合計額(円)	損害額(円)
		平成14年度	平成15年度	平成16年度		
1	株式会社東北舗装	1,083,947	977,838	1,235,402	3,297,187	164,859
2	有限会社丸二建設	1,127,708	869,871	994,064	2,991,643	149,582
3	株式会社三上興業	1,731,240	1,028,160	1,204,761	3,964,161	198,208
4	有限会社三上土木	1,133,720	678,037	833,490	2,645,247	132,262
5	大輝建設有限会社	1,659,343	1,016,819	1,328,821	6,343,840	317,192
			1,005,479	1,333,378		
6	有限会社ユーショー産業	1,373,448	669,531	1,051,092	6,509,655	325,483
			1,173,394	936,730		
7	有限会社トノコー	1,306,122	826,165	1,220,184	3,352,471	167,624
8	有限会社下山工務店	964,200	472,499	737,100	2,173,799	108,690
9	有限会社斎藤建築	1,121,456	640,236	932,148	2,693,840	134,692
10	有限会社一戸組	1,173,394	1,028,631	1,263,748	3,465,773	173,289
合計		13,847,972	10,149,996	13,439,648	37,437,616	1,871,881

注)番号5の大輝建設有限会社は、平成15年度及び平成16年度において、2つの工区(工区12と14)を落札している。

注)番号6の有限会社ユーショー産業は、いずれの年度においても、2つの工区(平成14年度は工区2及び3、平成15年度及び平成16年度は工区2及び4)を落札している。

# 別紙

## 除雪業務委託の募集から支払いまでの流れ



これは正本である。

平成20年11月14日

青森地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 小笠原 勝 俊

